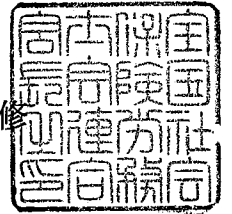


社 労 連 第 1 8 0 号
平成 2 3 年 4 月 2 2 日

厚生労働大臣 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田



東日本大震災の発生に伴う特例措置等に関する
社会保険労務士からの意見について

貴省における東日本大震災の被災者対応へのご尽力に深く敬意を表します。
また、平素は当会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当連合会におきましては、平成23年4月1日付社労連第138号「東
北地方太平洋沖地震に関する復興支援に関する協力について」により、当面の
取り組みの一環として、社労士の社会的使命を果たすべく、貴省が講じられる
対応策について積極的に協力を行うとともに、被災地域等の会員から当連合会
に寄せられる要望等を提出させていただきたい旨、お願い申し上げたところで
ございます。

つきましては、今般被災地域をはじめ、全国で復興支援のための活動を行う
社労士から、4月18日までに寄せられた意見を別添のとおりまとめましたの
で、貴職におかれましては国務ご多端の折、誠に恐縮ではございますが、ご高
覧の上、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施されている特例措置について

【労働関係】

制度	課題	解決策
雇用保険	<p>私の関与先は、石巻の水産加工業が多く、会社の社屋等が復興しても、生産者（漁業者）の復興を待たなければなりません。（生産者も石巻のため）そのため、水産加工会社が雇用できるまでには、早くても2年はかかるの見込まれます。</p> <p>つまり、雇調金（休業）や、みなし失業（離職）だけでは救えないのです。さらに解雇された労働者も若いころから、水産加工業だけに携わっているため転職するにも、難しい人もいと推測されます。前に勤めていた会社に再雇用されるまでの間の対策が必要です。</p>	<p>大震災及び原発事故の重大さに鑑み、大震災時に雇用保険の被保険者であった者については、被災地を含む一定の条件（事業再建を前提）のもと、被保険者期間及び年齢にかかわらず、給付日数を再延長し、その間の生活の維持を図り、将来の雇用に結び付けることを考えるべきである。また、当該期間を経過した際には、その時の状況を勘案して新たな施策を講じるべきである。例えば、事業再建の準備段階から、元従業員の再雇用を早期に行えるよう、再雇用する事業主向けの助成率の高い特定求職者雇用開発助成金のような制度を新設することも検討していただきたい。</p>
助成金	<p>中小企業緊急雇用安定助成金の特例措置の件</p> <p>災害救助法適用地域に所在する事業所は、震災日に遡った期間を対象として申請でき、また適用事業所を東京で一括して申請している場合も災害救助法適用地域に所在する事業所の事業量が会社全体の3分の1以上の場合には該当します。しかし、今回申請できない顧問先が2件ありました。</p> <p>1件目は、東北自動車道のサービスエリアに店舗を構えている会社です。東北自動車道は数日間通行止めになり、この店舗は営業できませんでしたが、この顧問先は東京で一括適用しているため、営業できなかった店舗の事業量は会社全体の3分の1を占めておりましたが、災害救助法適用地域に所在する事業所として認定されず、遡りの特例が申請できません。</p> <p>2件目は、宮城県の災害救助法適用地域に事業所がありますが、この顧問先も東京で一括適用申請しており、宮城県の事業所の事業量が会社全体の事業量の3分の1未満でしたので、遡りの特例が申請できないうえ、今後の通常申請もできません。</p>	<p>大震災及び原発事故の影響は災害救助法適用地域のみならず、計画停電、または原材料の不足等により広範囲に及ぶことから、労働保険の適用について一括の認可を受けている事業所においては、小規模事業所が切り捨てにならないよう、事業所ごとの影響を勘案して助成金の申請を可能とすることや、災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所においても計画届の事後提出を認めるなど、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件及び手続を緩和すべきである。</p>

2. 今後必要とされる施策について

【労働関係】

制度	課題	解決策
労働基準	<p>計画停電について、現状の時間帯は6:20～22:00までの時間帯でグループごとに計画されているが、特に製造業に関しては、計画停電の時間がたとえ3時間であっても、これに関連して計画停電を挟んだ前後の時間にラインを稼働させることが実質的に不可能であったり、極端に効率が悪く、稼働させることが経営上適当でない場合があります。</p> <p>これらは、産業や製造する製品によっても異なると思いますが、実際に、当職がかかわる事業場（食品製造業）についても、計画停電の中止が事前に発表されない場合においては、昼間の計画停電時間帯を避け、22:00以降の停電が行われない時間帯から深夜シフトにて対応しています。</p> <p>しかしながら、現行法においては、深夜業については事業主に対し2割5分以上の割増賃金の支払いが義務付けられているため、計画停電時と平時とを比較すると、労働生産性は低下する一方で、深夜業に対する割増賃金により人件費が増加することにより、企業経営を圧迫する要因となることが懸念されます。本件については、同様の事情がある中小企業においては、特に深刻なものであると考えられます。</p>	<p>計画停電または電力の需給状況により、勤務時間を深夜に変更せざるを得ない事業所においては、雇用の維持の観点から、必要最小限の範囲で従事させる深夜業について、労働者の健康及び安全等に配慮しつつ、労使協定等に基づく一定の制約を前提として労働基準法の割増賃金に関する暫定的な特例を設けることを検討していただきたい。</p>
助成金	<p>原発から30km圏内の事業所が一時休業しようとしても雇用調整助成金が支給されません。労働者の生活維持のためには解雇しか方法がないのは理不尽です。</p>	<p>この度の原発事故の重大さに鑑み、雇用調整助成金の支給要件及び手続を大幅に緩和すべきである。</p>

【社会保険関係】

制度	課題	解決策
国民年金	国民年金保険料の免除申請にかかる被災状況届について、個別の届出を求めるのは非効率です。	大震災及び原発事故の被災地域に住所を有する者に対しては、個別の申請に基づく免除ではなく、十分な追納可能期間を周知したうえで、職権による一括免除を行うなどの措置について検討されたい。 なお、個別の申請に基づく免除については、被害が明確な地域の住民においては、少なくとも、個別に被災状況届を添付させることなく、保険料の免除を認めるべきである。
国民年金	22年度・23年度の学生納付特例申請について、制度が十分に周知されていないうえ、被災地の学生に申請を求めるのは困難です。	大震災及び原発事故の被災地域の学生について、期限内の申請が困難であった場合は、期限後においても申請を受理し、遡って納付特例を適用する措置を講ずるべきである。
厚生年金	健康保険料・厚生年金保険料について、震災によって納付できない事業所が相当数発生することが想定されます。	大震災及び原発事故の被災地域の事業所については、事業の再建を支援するため、健康保険・厚生年金保険の事業主・本人負担の保険料の減免措置を柔軟に講ずるべきである。
年金制度	障害・遺族年金の初診日・納付要件について、震災のために給付を受けることができない方が生じることが想定されます。	障害・遺族年金を受給するためには、国民年金の保険料が納付されていることが要件となっているが、3月1日に発生した大震災及びその後原発事故により、被災地の被保険者については、2月分の保険料が納付されていないことが想定されるので、それらの被保険者については、1月分の保険料の納付を要件とする特例措置を講ずるべきである。 また、初診日の認定についても柔軟に対応し、受給権の確保を図るべきである。
年金制度	震災による津波に巻き込まれて行方不明となっている方の死亡の推定について、国民年金法（第18条の2）、厚生年金保険法（第59条の2）、労災保険法（第10条）では、要件が「船舶の沈没」「航空機の墜落」等に限定されています。今回の津波における被害には適用になりません。結局は、民法の危機失踪や戸籍法の認定死亡等によらなければならないと思われませんが、これでは遺族が遺族年金等を受けるまでに長期間も待たなければなりません。	早急に、民法に規定する「1年」より短期間で、遺族補償給付・遺族年金等の請求を行えるよう特例を設けるべきである。

<p>社会保険全般</p>	<p>年度更新・算定基礎届手続の猶予措置はすでに発せられていますが、実際に算定基礎手続が被災者である事業主の手でスムーズに行われるのは困難であると考えます。また、保険料の納付ができない事業主も数多いと想定されます。労働保険については給与の支払い実績がないとする手続が可能ですが、社会保険においては喪失手続を取る以外に保険料を軽減する手段がありません。この場合、無保険状態或いは空白状態を生じることになります。</p>	<p>大震災及び原発事故の被災地域の事業所については、算定基礎届の手続を省略させ、被災事業所の復興支援の観点から実情に応じた特例的な保険者算定を行い、その後の賃金に変動があれば随時改定により対応するといった措置を講ずるべきである。</p> <p>また、大震災及び原発事故の被災地域の事業所については、健康保険・厚生年金保険の事業主・本人負担の保険料の減免措置を柔軟に講ずるべきである。</p>
---------------	--	--

～東日本大震災 災害復興支援～ 厚生労働大臣への意見の募集について

【 募 集 要 項 】

1. 募集の概要

連合会は、東日本大震災に関する被災地支援を行うため、3月14日に緊急正副会長会を開催し、「東北地方太平洋沖地震災害対策本部（現 東日本大震災災害対策本部）」を設置して、社労士会が労務管理及び労働社会保険の専門家の団体として行うべき当面の取り組みの1つとして、「被災地の復興が早期に実現され、被災者の生活が1日も早く回復するよう、必要な施策について、厚生労働大臣に意見具申を行う」ことを決定いたしました。

この取り組みは、今般発生した東日本大震災に伴い、厚生労働省において事業主及び労働者等に向けた労働社会保険諸法令にかかる多数の特例措置等を実施するなか、会員の皆様が、被災者はもとより停電の影響を受ける企業などの相談や依頼を受け、当該特例措置等にかかる相談指導や申請等の手続業務を実施されていることから、連合会として、会員の皆様が業務を通じて得た、**特例措置の改善及び今後必要と考えられる施策についてご意見を集約し、厚生労働大臣に具申する**ものです。

会員の皆様におかれましては、本要項によりご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

2. 意見の提出方法

(1) 意見票の取得

意見票は以下のファイルを連合会ホームページ（「社会保険労務士の皆様へ」の「TOPICS」）からダウンロードしてください。

(Microsoft Word 版) 東日本大震災災害復興支援 厚生労働大臣への意見
(PDF 版) 東日本大震災災害復興支援 厚生労働大臣への意見

<http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/2011/0401.html>

(2) 意見票の送付

①電子メール（連合会ホームページ）の場合

意見票にご記入のうえ、添付ファイルとしてご送信ください。

※送信時のタイトルは、「厚生労働大臣への意見」としてください。

電子メールアドレス research@shakaihokenroumushi.jp

② F A X の場合

意見票にご記入のうえご送信ください。

F A X 番号：03-6225-4865
全国社会保険労務士会連合会 業務部企画課あて

③ 郵送の場合

意見票にご記入のうえ、以下の宛先までご送付ください。

〒103-8346
東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館
全国社会保険労務士会連合会 業務部企画課あて

3. 募集対象

都道府県社会保険労務士会の会員

4. いただいたご意見の取扱いについて

今般の意見募集は、緊急を要する案件が含まれることが想定されるため、募集期限を設けず、適宜厚生労働大臣への申し入れを行うこととさせていただきます。

5. お問い合わせ

全国社会保険労務士会連合会 業務部企画課
電話番号：03-6225-4864

6. 個人情報の取扱いについて

本募集により知り得た事項については、本件の目的以外に使用することはありません。

以上